

今般の不動産登記規則の一部改正による「法定相続情報証明制度」（仮称）の新設については、円滑な相続手続を促進する意義のある制度であり、その方向性について賛成します。

その上で、下記のとおり意見をとりまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 第 247 条第 1 項、第 5 項関係

交付の申出をした登記所以外の登記所においても、法定相続情報一覧図を受領できることが望ましい。

2. 第 247 条第 5 項関係

利用定着のためには法定相続情報一覧図の写しの迅速な交付が必要である。そのためには、登記官が制度申出人から申出書及び添付書類を受領した時点で誤記載、書類の不足を確認し是正を指示する運営とすることが望ましい。

申出人が作成した法定情報一覧図に明らかな誤りがある場合、登記官が職権で是正することが出来ることが望ましい（登記官が申出人に返却し、申出人が是正して再度提出すると作成までに時間を要し、相続手続が円滑に進まない恐れがある）。また、提出した戸籍に不足がある場合、登記官が職権で不足分を取得できることが望ましい。

3. 記載例（別紙 1、別紙 2）

法定相続情報一覧図の時点（相続人関係図作成に使用した戸籍の取得日等）を記載して欲しい。

4. その他

相続税納税を円滑に行うためには期日管理が重要であることから、発行に要する期間（例えば一週間程度）を明示して欲しい。

以上

（編注）

上記は、平成 28 年 12 月 22 日付で法務省からパブリックコメントに付された「不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集（法定相続情報証明制度（仮称）の新設）」について、平成 29 年 1 月 31 日に、当協会から法務省あてに提出した意見である。